

## 旭川市保育所における保育士配置特例運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号。以下「条例」という。）に規定する保育所における保育士配置に係る特例の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (看護師等に係る特例)

第2条 条例附則第3項の規定により、在籍乳児数が4名未満の保育所に配置する保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護師等」という。）は次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 保育士と合同の組又はグループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行う者。
- (2) 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下、「保育所等」という。）での勤務経験が概ね3年に満たない場合、「子育て支援員研修事業の実施について（別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」）（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号）」に基づく子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））（以下「子育て支援員研修」という。）の受講が修了した者。

2 条例附則第3項の規定により、保育所に看護師等を配置する上で次に掲げる事項を留意すること。

- (1) 看護師等と合同の組又はグループを担当する保育士は、当該看護師等が勤務する保育所での勤続年数が概ね3年以上かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育士であることが望ましい。また、当該保育士が休暇を取得する際等にフォローアップに入る保育士についても同様の要件を満たしていることが望ましい。
- (2) 保育所の施設長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要がある。あわせて、保育士に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行われるようにすること。
- (3) 乳児の在籍数が4名未満の保育所が看護師等を新規採用するに当たり、当該看護師等を保育士とみなす前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修の受講を修了していることが必要であるが、保育士の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りではない。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される子育て支援員研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育士だけでなく、施設長や主任保育士等が支援を行うこと。
- (4) 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が4名未満となった場合についても、保育所の施設長は、保育士と合同の組又はグループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該ケースにおいても、保育士として勤務している看護師等の保育所等で

の勤務経験が概ね3年に満たない場合、子育て支援員研修の受講を修了していることが必要である。

- (5) 乳児が4人以上在籍する保育所においても、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修の受講を勧奨すること。

(対象となる保育所)

第3条 条例附則第4項から第6項までに規定する保育士配置に係る特例の対象となる保育所は、次の各号に該当する保育所とする。

(1) 過去3年以内に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条の規定により、旭川市が実施する指導監査において、勧告又は改善命令を受けていないこと。

(2) 施設型給付費に係る処遇改善等加算の認定を受けていること。

(朝夕等の児童が少ない時間帯における保育士配置に係る特例)

第4条 条例附則第4項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、子育て支援員研修を修了したものとする。

(幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例)

第5条 条例附則第5項に規定する幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者であつて、市長が適当と認めたものとは、子育て支援員研修を修了したもの又は次項の規定に基づき保育所へ配置されるものとする。

2 子育て支援員研修を修了していない幼稚園教諭及び小学校教諭の保育所への配置については、次の各号のとおりとする。

(1) 幼稚園教諭の普通免許状を有する者は、3歳以上児の保育に従事するものとする。

(2) 小学校教諭の普通免許状を有する者は、5歳以上児の保育に従事するものとする。

(保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例)

第6条 条例附則第6項に規定する保育所に係る利用定員の総数に応じておかなければならない保育士の数とは、当該保育所の認可の基準として条例により算定される保育士の数とする。

2 条例附則第6項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、子育て支援員研修を修了したものとする。

(申請)

第7条 条例附則第4項から第6項までに規定する保育士配置に係る特例を実施しようとする保育所は、保育士配置に係る特例実施申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、保育士配置に係る特例の実施の適否を決定し、当該決定の内容を保育士配置に係る特例決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(申請の変更等)

第9条 前条の規定により、通知を受けた保育所において、特例実施の内容を変更しようとするときは保育士配置に係る特例実施内容変更申請書(第3号様式)を、特例実施を取りやめようとするときは保育士配置に係る特例実施取りやめ届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、申請内容の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、保育士配置に係る特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

(子育て支援員研修の特例について)

2 平成28年度中に限り、旭川市が実施する「保育士等研修事業」の平成28年7月中に開催される「乳児保育士研修Ⅰ」及び「特別支援保育士研修Ⅰ」の全てを修了した者又は平成28年10月中に開催される「乳児保育士研修Ⅱ」及び「中堅保育士研修Ⅰ」の全てを修了した者で、さらに当該年度中の子育て支援員研修の受講及び修了を誓約できるものについては、本要綱に定める子育て支援員研修を修了したものとみなすこととする。なお、原則、旭川市又は北海道が実施する平成28年度の第1回目の子育て支援員研修を受講し、修了しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。